

国土総合開発特別委員会議録第七号

昭和三十一年三月十四日(水曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 廣川 弘毅君

理事 篠田 弘作君 理事 海田 美朝君

理事 松浦周太郎君 理事 松田 鐵藏君

理事 竹谷源太郎君 理事 渡邊 惣藏君

伊藤 郷一君 川村 善八郎君

瀬戸山三男君 田中 正巳君

南條 徳男君 林 唯義君

本名 武君 渡邊 良夫君

小平 忠君 芳賀 貢君

門司 亮君 森 三樹二君

岡田 春夫君

出席國務大臣

國務大臣

正力松太郎君

出席府委員

北海道開発

政務次官

北海道開発

庁次長

田上 辰雄君

官(北海道

開発)企画

室(主幹)

柏原益太郎君

三月十四日

委員植木庚子郎君辭任につき、その

補欠として田中正巳君が議長の名

で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

北海道開発公庫法案(内閣提出第六

三号)

○瓜川委員長

これより会議を開きます

第二類第五号

国土総合開発特別委員会議録第七号

昭和三十一年三月十四日

す。
北海道開発公庫法案を議題といたし
て質疑に入ります。質疑は通告順にこ
れを許します。渡辺君。

○渡辺(徳)委員 委員長に、質疑の冒
頭に當って特別にお願いをいたしておき
ます。国会が非常に重要な段階にきて
おりまして、党といたしましても真剣
に国会闘争を続けております時期です
から、この際一つ委員各位を奮励いた
しまして、成規に委員会が成立いたし
ますように、格段の委員長の御尽力を
お願いいたしておきます。

実はこの委員会が、国土開発に関す
る基本的な構想や問題点について、高
橋國務大臣に質疑を継続して参ったの
ですが、なお数名の者が質疑をいたし
たいということで、委員長にお願いを
申し上げておるわけでありまして。きよ
うは高橋長官がお見えになりませんの
で、次回の委員会には再び高橋長官に
おいでを願うように委員長に御尽力を
お願いいたします。

きようはこの委員会といたしまし
て、正力國務大臣に對しまして初めて
の質疑を行うことになるわけでありま
すが、私ども今までの高橋國務大臣に
對する質疑に關連いたしまして、国土
開発に關する基本的な考え方と、北海
道開発に關する問題との關連がなお明
らかになつておりませんので、この際
その点につきまして、大臣から明確な
御答弁をお願いするわけでありまして
今まで質疑で明らかになつております
点は、高橋國務大臣の立場にいたしま

しても、国土の全体的総合的な開発の
一環として北海道の開発を考える、こ
ういう点を一応明確にいたしておるわ
けであります。そこで、これは高橋さ
んの領域にやや關連をいたしましたけれ
ども、主管大臣として御答弁をお願い
いたしておりますが、国土総合開発法の第七條
に「内閣總理大臣は、關係各行政機關
の長の意見を聞き、国土総合開発審議
会の調査審議を経て、政令の定めると
ころにより、全國の区域について、全
國総合開発計画を作成するものとす
る。」さらに第七條の二には「内閣總
理大臣は、前項の規定による報告を受
けた場合においては、これを国土総合
開発審議會に諮問するとともに、關係
各行政機關の長に送付しなければなら
ない。」こういう事項があるわけ
です。主管大臣として、北海道総合開
発計画と国土開発計画について、どうい
うようにこれを統合し、まとめていく
ように努力をされてきておるか、そ
れについて所見を承りたいと思いま
す。

○正力國務大臣 北海道の開発計画を
立てますときには、まだ審議會ができて
おらなかつたもので、単独でやった
わけでありまして。その後国土開発審議
会というものができましたから、今後
はそういう点によく注意してやりま
す。

○渡辺(徳)委員 質問の焦点からずれ
ておるようでありますが、明らかに北
海道開発法が先に出てきておることは
間違いないのです。しかし大臣は、国

土総合開発法の中に北海道に關する
規定があることを御存じかどうか、
ちよつと承わりたい。

○正力國務大臣 先ほど申し上げまし
た第一次計画を立てたときは、ま
だ国土全体の計画が立つていなかった
わけですが、今度はよく調整をしてや
ることになります。

○渡辺(徳)委員 こういう質問をいた
しますと、非常に意地の悪い質問をす
るように思われる。しかし意地の悪い
質問をしているのではないのです。国
土総合開発法と北海道開発法の根本が
理解されないと、どの問題を討議して
も、わからないことになります。その
誤差を明確にしますために、特に質問
を申し上げるのですから、大先輩、悪
く思わないで、誠意をもって御答弁を
願いたい。

それではおわかりにならないようで
すから、申し上げます。国土総合開
発法と北海道開発法の關連は、本法の
上においては、第五章補助「北海道總
合開發計画との調整」というところに
あるのです。事務當局もついてお
つて、この程度のことを大臣に示唆しな
いのは手落ちだと思ふのです。第十四
條に「北海道總合開發計画と總合開
發計画との調整は、内閣總理大臣が北
海道開發庁長官及び国土總合開發審議
會の意見を聞いて行うものとする。」こ
ういう規定があるわけですから、そこ
で一般法律の中には「都道府県」と「道」
が必ず入るのです。この国土開発法
の場合、北海道総合開発法が別個に

あるために、「道」を抜いて、「都府
県」とした特殊な法律として、法の構
成が行われている。そこで道の關係に
ついて北海道総合開発が別個に行われ
ておるけれども、その北海道開発法と
国土開発法との關連を、この五章補助
第十四條において規定しておる。従つ
て、国土総合開発の立場から見ます
と、この第十四條の運営がどうなされ
ておるかによつて一國の總合計画と
北海道總合計画との關連は、たつた一
点に集約されるわけです。従つて、北
海道開發庁長官はどういうように第十
四條を生かしておられるか。この關連
について一つ御答弁をお願いいたし
ます。

○正力國務大臣 仰せの通り第十四條に
ちやんとありますから、この規定に基
いて調整をいたします。

○渡辺(徳)委員 この第十四條の規定
に基いて運営をいたします。こうおつ
しやるわけですが、そういたします
と、ここでは特に「内閣總理大臣が北
海道開發庁長官及び国土總合開發審議
會の意見を聞いて行うものとする。」
こういうことになつておる。そこで國
土總合開發法には国土總合開發審議會
があり、北海道開發法には北海道開發
審議會があるわけですが、こういうと
ころで策定したものを、過去において
内閣總理大臣がどういうように調整し
ておられたのか、この点についてその
經過を明らかにしていただきたいと思
います。

○正力國務大臣 過去のこととは私まだ

よく知りませんので、一つそれは事務当局からお答えをさせます。

○田上政府委員 ただいまの北海道の総合開発計画と全国的な経済企画庁のいたしてあります経済五カ年計画との調整の問題は、仰せの通り総合開発法の第十四条によりまして、内閣総理大臣が国土総合開発審議会の意見及び北海道開発庁長官の意見を聞いて調整をはかっているわけであらうのでござい

ます。しかしながら、第一次の北海道の開発五カ年計画につきましては、ただいま正力国務大臣からお答えいたしましたように、その当時はまだ総合開発計画もできておられない際でありましたので、北海道開発庁といたしましては、北海道開発審議会の意見を徴し、その議決を踏まえて、昭和二十七年から五カ年計画を始めますことを、二十六年にきめたわけでございます。従って、御指摘のように、北海道開発五カ年計画というのは、全国的な総合開発計画とは無関係で樹立されたのでございます。まことに不都合ではあります、ただいま申し上りたようなやむを得ない事情から、五カ年計画を立て、従って、これは閣議決定も経ずに北海道開発庁としての計画を一応立て、その計画の実施に努力して参つたような次第でございます。しかしながら、昭和三十一年度におきましては、第一次の五カ年計画が終了して、第二次の五カ年計画を近く樹立いたすような運びになっておりますので、第二次五カ年計画につきましては、十分全国的な五カ年計画との調整をはかり、正當な手続を経ましてその間の調整をはかっていくように、経済企画庁とも連絡をいたしまして、目下資料の

収集そのほか計画の調査を協力して進めておられるような次第でありますので、今後は十四条の規定によりまして、十分調整の成果を上げ得るものと信じておるのでございます。

○渡辺(惣)委員 もう一つ根本問題で、話を戻して大臣の答弁をお願ひいたします。国土総合開発法の基本目標、この法律の目的ということがございします。この法律の目的という第一

条では「この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に關する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資すること

を目的とする。」と明確に規定をいたしております。同じ精神に従って生まれております北海道開発法の第一条にいきますと、これとだいぶ違つてきております。第一条「この法律は、北海道における資源の総合的な開発に關する基本的事項を規定することを目的とする。」第二条「国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を」云々、こういうことに規定されておるのです。そこで国土総合

開発法の場合におきまして、法律の目的が社会、文化、経済全般にわたつて規定され、あくまでも国土の総合的な開発が何のためになされなければならないかという点に對する明確な規定を、特にその中で、そういう総合開発の諸条件、究極的にそれを総合した結果として現われるものが、あわせて社会の福祉の向上に資することを目的とする、こういうことが明らかにされておるわけですから、従つて、単に特定の

経済利潤を追求したり、あるいは経済的な利潤を高めたりするために、国土を開発するのではなくして、そのあらゆる施策の集約するところは、社会福祉の向上に資することを目的とする、こういう点を明確にいたしてあります。が、北海道開発法については、そういう觀念が明白に規定されておらない。(同じことだ」と呼ぶ者あり)同じこと

とかもしれませんが、なぜそうなつておるかという点について、私は疑問がある。で質問するのですから、この点について主官大臣の解釈を一つ明らかにしていただきたいと思います。

○正力国務大臣 北海道開発法と国土総合開発法とは、形式が表面からいいますと多少違つておりますが、精神は同じであります。いずれも社会の福祉増進であります。ただ、ここにもよく文句が違つて見えますのは、北海道は特に資源が多いのみならず、北海道は一番開発されていない。開発されてい

ないということ、資源の豊富であるということに重きを置きまして、北海道の方は特にこのように規定した次第でございます。(その通り)

○渡辺(惣)委員 その通りとおっしゃる人がありますが、不思議に思うわけですから、この程度のことを理解されないで、おられるのはおかしいと思ふのです。が、大體御存じの通り北海道の開発は、従来植民政策として取り上げられてきておるわけでありまして、その觀念をここで明確にしなければ、今後の北海道開発の問題がゆがめられてくるから、この点を申し上げておるのです。が、御存じのように明治二十二年に憲法が制定されて、翌二十三年に日本の国では帝國議會が設立され、他府県で

は国会議員を選出しておるわけですから、北海道では、その後ずつと官治政策を施行して、明治三十五年になつて、初めて北海道で衆議院選挙が行われておるのです。まさに他府県と十二年の差をもつて官治政策が行われてきたわけですから、こういう点から見ましても、北海道は明治維新以後、久しい間官治の直接支配のもとに置かれてきて、そういう北海道の開発というものは、そういう官治政策のもとに利権の収奪が行われてきておつたというこ

とは、あらゆる事実がこれを証明しておるわけですから、もしそれがおわかりにならなければ、ここで幾らでも申し上げますけれども、大臣はそういう点は御了承だと思ふのです。そこで終戦までは、あるいは終戦後においても、北海道の開発計画というものは、固々そういう觀念の延長として行われておるわけなんです。たとへば、従来は北海道拓殖計画とか、開拓計画とかいう言葉が行われたのですが、今度は北海道庁というので、また昔流に、開拓という明治時代の名前が復活してくるといふような考え方が残存しておる。その觀念が根柢に置かれて北海道開発が行われるということが、非常に危険であるということが問題の中心であるのです。大臣は北海道の開発については、国の総合開発と関連してどういふようにこういう点を考慮しておられるか、その点を一つ觀念を明確にしてもらいたいと思ふわけなんです。

○正力国務大臣 北海道については、先ほど申し上げました通りに、また内地と違つて、開発する余地が非常に多いのです。従つて内地のような開発方法ではいけません。でありますから、私は今度長官になりましたら、今までの計画と多少違つた計画を立てなければならぬと思つております。ただ先ほど、北海道は資本家の資力が何かになるようなお話がございましたが、そんなことではないと思ふ。北海道については、どうしても北海道の大衆のために、もつと根本的な案を立てなければいけない、こういう考えを持っております。

○渡辺(惣)委員 正力国務大臣の決意の片鱗を伺つたわけですが、問題の中心は、開発計画というものは、國が必

要な国土開発の面から策定して開発をするという、上からくる開発の方式が、場合によつてはあり得るわけですから、しかし開発それ自体の目的は、その開発の對象になる地方住民の生活や文化を向上させることとなければならぬわけですから、ところが、北海道における開発方式というのは、入植したりして入つておる者は、ほとんど放置の状態に置いておいて、ただ特定の資源だけを追求する開発の方式が、今日まで進められてきておるわけですから、この点が北海道における地方住民が、いつも僻地、寒冷地の生活の中におりながら、生活の向上が一つも行われないで、その生活の犠牲の上に、資源だけの開発を特定目標のために行われてきておるといふのが、過去における開発方式だったわけですから、このことは、今度の場合においても、もしそれをさらに延長した考え方をいいますと、北海道における地域住民は、さらに大きな犠牲を負担しなければならぬことになるわけですから、こういう点について長官はどうか考へておられるか、明らかにしていただきたいと思います。

○正力国務大臣 北海道の開発は、申

私は今度長官になりましたら、今までの計画と多少違つた計画を立てなければならぬと思つております。ただ先ほど、北海道は資本家の資力が何かになるようなお話がございましたが、そんなことではないと思ふ。北海道については、どうしても北海道の大衆のために、もつと根本的な案を立てなければいけない、こういう考えを持っております。

○渡辺(惣)委員 正力国務大臣の決意の片鱗を伺つたわけですが、問題の中心は、開発計画というものは、國が必

要な国土開発の面から策定して開発をするという、上からくる開発の方式が、場合によつてはあり得るわけですから、しかし開発それ自体の目的は、その開発の對象になる地方住民の生活や文化を向上させることとなければならぬわけですから、ところが、北海道における開発方式というのは、入植したりして入つておる者は、ほとんど放置の状態に置いておいて、ただ特定の資源だけを追求する開発の方式が、今日まで進められてきておるわけですから、この点が北海道における地方住民が、いつも僻地、寒冷地の生活の中におりながら、生活の向上が一つも行われないで、その生活の犠牲の上に、資源だけの開発を特定目標のために行われてきておるといふのが、過去における開発方式だったわけですから、このことは、今度の場合においても、もしそれをさらに延長した考え方をいいますと、北海道における地域住民は、さらに大きな犠牲を負担しなければならぬことになるわけですから、こういう点について長官はどうか考へておられるか、明らかにしていただきたいと思います。

○正力国務大臣 北海道の開発は、申

私は今度長官になりましたら、今までの計画と多少違つた計画を立てなければならぬと思つております。ただ先ほど、北海道は資本家の資力が何かになるようなお話がございましたが、そんなことではないと思ふ。北海道については、どうしても北海道の大衆のために、もつと根本的な案を立てなければいけない、こういう考えを持っております。

○渡辺(惣)委員 正力国務大臣の決意の片鱗を伺つたわけですが、問題の中心は、開発計画というものは、國が必

要な国土開発の面から策定して開発をするという、上からくる開発の方式が、場合によつてはあり得るわけですから、しかし開発それ自体の目的は、その開発の對象になる地方住民の生活や文化を向上させることとなければならぬわけですから、ところが、北海道における開発方式というのは、入植したりして入つておる者は、ほとんど放置の状態に置いておいて、ただ特定の資源だけを追求する開発の方式が、今日まで進められてきておるわけですから、この点が北海道における地方住民が、いつも僻地、寒冷地の生活の中におりながら、生活の向上が一つも行われないで、その生活の犠牲の上に、資源だけの開発を特定目標のために行われてきておるといふのが、過去における開発方式だったわけですから、このことは、今度の場合においても、もしそれをさらに延長した考え方をいいますと、北海道における地域住民は、さらに大きな犠牲を負担しなければならぬことになるわけですから、こういう点について長官はどうか考へておられるか、明らかにしていただきたいと思います。

○正力国務大臣 北海道の開発は、申

私は今度長官になりましたら、今までの計画と多少違つた計画を立てなければならぬと思つております。ただ先ほど、北海道は資本家の資力が何かになるようなお話がございましたが、そんなことではないと思ふ。北海道については、どうしても北海道の大衆のために、もつと根本的な案を立てなければいけない、こういう考えを持っております。

○渡辺(惣)委員 正力国務大臣の決意の片鱗を伺つたわけですが、問題の中心は、開発計画というものは、國が必

要な国土開発の面から策定して開発をするという、上からくる開発の方式が、場合によつてはあり得るわけですから、しかし開発それ自体の目的は、その開発の對象になる地方住民の生活や文化を向上させることとなければならぬわけですから、ところが、北海道における開発方式というのは、入植したりして入つておる者は、ほとんど放置の状態に置いておいて、ただ特定の資源だけを追求する開発の方式が、今日まで進められてきておるわけですから、この点が北海道における地方住民が、いつも僻地、寒冷地の生活の中におりながら、生活の向上が一つも行われないで、その生活の犠牲の上に、資源だけの開発を特定目標のために行われてきておるといふのが、過去における開発方式だったわけですから、このことは、今度の場合においても、もしそれをさらに延長した考え方をいいますと、北海道における地域住民は、さらに大きな犠牲を負担しなければならぬことになるわけですから、こういう点について長官はどうか考へておられるか、明らかにしていただきたいと思います。

し上げるまでもなく北海道の住民を主として考えなければならぬ。北海道の住民の利益を第一に考えます。そうして北海道の資源を開発するということは、それによって北海道の住民が利益を得ることとなければなりません。従って開発方法については、今までよりもっと進んだ開発方法をとらなければならぬと私は考えております。

○渡辺(徳)委員 そこで、北海道の開発計画というものは、やはり地域住民の開発とつながらなければならぬというところが明らかになって参りますと、少くとも国の開発でも、全国開発方式と、府県を中心とした開発方式と、地方総合開発の方式、特定地域の開発方式と、四つの形に分けられて、それぞれ策定されておるわけですね。

○正力国務大臣 先ほども申し上げましたように、北海道と内地と多少違ふのです。従って、北海道は北海道としての開発方式をとりたいと思ひます。今までは内地も北海道も同じ開発方式だったと思うのです。あれではない。北海道には特別の開発方式をとらなければならぬ。そうして北海道の住民の利益を増進することが第一です。

○正力国務大臣 特別の方法は、申し上げますと長くなりますが、私は北海道開発については、北海道の住民の交通の便利をはかることが第一であると考へております。

○渡辺(徳)委員 大へん卓見を承りました。確かに開発するには道路が必要だと思ひますが、大臣は道路政策について格別の御理解と造詣を持つておられますというので、道路が重点となりまして、どういうふうな道路政策をするか、そういう点について御構想をお伺いしたいと思ひます。

○正力国務大臣 私は道路が必要だと言ひましたが、道路ばかりではありませんので、第一開発するには、やはり北海道にたくさんのお金を入れなければならぬ。それを考へております。

○渡辺(徳)委員 それで、北海道の総合開発は、住民の幸福のために開発を進めなければならぬという点は、よくわかりました。そうしますと、北海道の住民が開発を希望しておる積極的な意見を受け入れて、開発を進めていただくわけですね。道民の世論や希望も、そういう開発方式の策定の中に十分取り入れなければならぬ。これは当然のことだと思ひます。

○正力国務大臣 それは申し上げるまゝです。それは申し上げるまゝです。

でもなく、そういう審議機関がある以上、その意見を十分に尊重いたしますし、またしなくてはなりません。

○渡辺(徳)委員 その点、大臣から尊重するという意向は明らかになりましたが、この問題については、尊重するという御意見だけよりだいて、尊重したか、しないかという事実について、他日質疑をすることにいたします。

そこで、開発のいろいろな方式についてここで伺ひしますが、二十六年から北海道開発第一次五年計画がスタートして、この第一次計画が今年終るわけですね。大体この第一次五年計画の開発計画は、予定に対してどの程度進展しておるのか。それはどういふ事情でそうなつておるのか。そういうこと開発の経過についてお聞きしたいと思ひます。

○正力国務大臣 北海道の第一次計画は、二十六年に立てまして、二十七年から三十一年度までやります。その基本は、第一には電源の開発、その次は道路、河川、港灣の整備にかかつております。第三には食糧の増産、第四には基本的開発調査、こうなつております。ところが電源開発は約七割二分なされております。道路、港灣は五割二分できております。食糧は五割五分できておる。こういうふうになってきておる。まだ達成されぬものは、今後ぜひ達成したいと思つております。

○渡辺(徳)委員 大臣第一次五年計画は、当初計画の四割前後という状態になつておるのがわれわれの承る常識であります。特定の電源開発等のごんと進んでおる面もあるし、それと同じ歩調で進んでいない、進度の非常

にゆるやかな部分もあるわけですね。そこで問題は、北海道の公庫法案等を審議するに當つて一番大事なものは、そういう第一五年計画の状態で、第二五年計画の策定がどういふふうになつておるのか、それが明らかにならなければ、それを対象として今後運営される法の審議に入ることには非常に困難なので、第一次五年計画に対する進捗の度合いの状態と、第二次五年計画の策定について、この際明らかにしていただきたい。

○正力国務大臣 第一次計画の進捗程度は、先ほど申し上げた通り、三十一年度までにはあと三割五割、つまり四割ではあります。電力は三十一年度までにほとんど全部完了します。それから食糧の方も三十一年度に完成するとして、五割五分のことになります。港灣の方は五割二分になっておるわけですね。それから三十二年以降のことは八月までに立てます。これは私は飛躍的に考へております。

○渡辺(徳)委員 そうすると、これから出てきます公庫法案というものは、そういう策定なしに、空間のところへ架空な計画を立てて出されるわけですね。第二次五年計画の策定がごとし八月とすれば、公庫法案は、もし法案が通過するとすれば、その前にスタートするので、そうすると、そういうような基本的な計画やあるいは産業振興政策、あるいは投資対象等が不明確なままにこういう問題をここに用ひておつたやうな、その矛盾を一つ明らかにしていただきたい。

○正力国務大臣 公庫法案は決して無駄にやつたものじゃありません。ただ私遺憾に思ふのはあまり小さい案だったので、これは予算上はなほ残念に思つております。

○渡辺(徳)委員 小さいか小さくないかは、計画の対象によつてきまるので、小さいかゼロか、その対象に対して、今度の公庫法の融資対象だけが大きくて不足だという認定は、まだ私も理解できない。それが理解できれば、私も大賛成なんです。その点の對象が明確でない。第二次五年計画の策定が明確でなくて、あるいは五年計画の策定ができて、あるいはその案がここに示されて、初めてそれに対する投資、融資の規模として、それが非常に少いか多いかということ、これが言えるのである。従つて私も、ここに第二次五年計画の策定をしておる進捗状態において、どういふ計画があるか、あるならば、明らかにしてもらいたいと思ひます。

○正力国務大臣 この公庫案というのは、御承知の通り百二十億も政府に要求したのですが、それが八十億に減つたやうなわけがあります。その公庫案というものは、三十一年度に完成するに上において、この程度の金は、むしろ要るのです。だから今度私の立てる飛躍的計画は、とうていそういうものではないと思ひます。いずれかの機会に、私の飛躍的案について御批判を仰ぎたいと思つております。

○渡辺(徳)委員 私ども、もとより進歩する正力さんでありますから、飛躍的な、あるいは革命的な大構想を温存されておるということを期待しておるのです。しかし、そういう大臣の構想

は、科学的にきちんと裏づけられたものでなければならぬと思ひます。原子力の爆弾を落すような景気のいい話では、私も承服できないのです。それは積み上げた資料と科学的な研究調査の上に立って、どういふ角度から見ても正しいという判断を土台にした計画でなければならぬわけですね。そこで私も、北海道総合開発の場合も、もつとそういう科学性を動員した正確な調査を特に望むわけなんです。大臣もそう飛躍的に大構想を発表される必要はございませんから、堅実な、ほんとうに地についた開発計画を一つ押し進めていただきたい。これを特に希望するわけですね。

○正力国務大臣 飛躍的の計画と申し上げても、そういう夢を説いてはいけません。ただ大きなことを言つてはいけません。もちろん大きな科学的な基礎というよりも、むしろ経済的の基礎を立てなければだめです。私は大体大きく言うのですが、とく今まで日本政府の案というものは、経済的の観念を幾らか軽視しておりはせぬか。すべての事業というものは、そろばんが基礎になければいけません。従つて私も今度計画を立てても、ただこれが国家のためだからといって、そんなことでやつても、金は入りません。結局この事業を完成すれば、そろばんが立つ。いかに大きな計画でも、そろばんの立たぬ計画は夢です。國家に迷惑をかけます。だから私は、そういう架空の案はむしろ立てません。一つ一つ基礎を持つて立てます。それですから、私は案を作るたびに、お前これは架空じゃないか。これはどうしてそろばんを立てるか——経済的基礎がなければ、できませんよ。この点は一つ案を申し上げるとき御批判を願ひます。それですから、私はたとい案を立てても、北海道開発審議会の十分なる審議をしていただきたい。しかもその案を立てるについても、僕はぜひ一つ調査費を何とか北海道庁で出してもらいたい、こう考へておるわけでありまして、調査もしないで、ただ大きなことを言つても何にもなりません。正確な基礎の上に立つてやります。

○渡辺(徳)委員 大構想を承つて、大へん力強く思つておるわけですが、ただ正力大臣の過去の御経歴が示しますように、やはり大構想けつこうでありますけれども、それは今世の中が資本主義の経済機構ですから、当然もうからなければ、やらないというものの考へ方、これが地方住民の利益であつても、投資の利潤が上らなければやらないというような考へ方が、どこにでも出てくると、非常に危険だと思つておる。そこで私はそういう開発の観念は、地域住民あるいは国民全体の社会福祉の増進になるということ、特定の、資本を投下した人々の利益でなく、それを受ける側の、地方住民全体の幸福になるということが、開発の根底の理念でなければならぬ、にもかかわらず、いたずらに単に経済効率を高めることだけを急にするために、地域住民の生活を犠牲にしてしまつて、資本主義的な資本の投下率だけを先に考へるといふような危険のないよう、特に注意していただかなければならぬと思つておる。こういう点について、一つ大臣の十分の配慮を希望するわけですね。

○正力国務大臣 北海道の開発をして

資本家にもうけられるなら、私はやりません。大衆にいかにも利益を与えるかという事です。私が利益とか経済的ベネフィットと言ふのは、経済的ベネフィットを無視してやりますと、結局税を重くします。國家に負担をかけさせる。税を軽くするのが國家の政治の根本です。大衆の負担をどうしても軽くしなければならぬ。それだから、北海道の開発は、すべて大衆の負担を軽くするため計画でなければならぬ。そうして先ほど申し上げたように、これは私は氣になつていけません、さつきどなたか委員の人が言いましたけれども、私はいまだかつてほらの吹きつばなしではありません。従来言うときは、ほらだとみな思つておる。これがみな実現されておるじやありませんか。だから、これは少し氣になつておる。が、事業基礎のないことを私は申し上げません。いふことを申すと同時に、資本家の利益のためじやない、大衆の利益である。ところが、よく世の中には間違つた考へがあつて、何か公社式でやると——公社はもうけなければいけない。それはみんなの租税の負担でやるのです。資本家をもうけさせるためにはやります。大衆の負担を軽減するために公社でやる。これは役人の考へですが、公社というものは悪いことをしなければいい。しかし、もうけなければ、國家に利益を与えなかつたら、國家に損を与えたらどうです。その負担をだれがします。國家に利益を与えてこそ、國民の負担が軽くなるのです。だから、どうぞこの点は御安心下さい。

○渡辺(徳)委員 あんまり最初第一回に正力大臣が見えて、少し大臣の怪氣

炎を承つて……あと門司君の質問があるそうですから、あとはこの次に譲つて、門司君から……

○廣川委員 門司君。

○門司委員 この機会にごく簡単に二、三お聞きしておきたいと思ひます。今大臣の御答弁を聞いておりますと、例の北海道開発法との関連性が渡辺君からも聞かれましたが、私にはよくわかりませんので、もう一度聞いておきたいと思ひます。それは北海道開発法の三條には、明らかに地方の団体の意見を聞くことができるということになつておられます。ところが、地方の関係を一つ一つの法案であります。いわゆる具体的産業開発をしようといふのでありますから、計画ではございせん。ところがこの公庫法案の中には、地元の一層関係のある地方公共団体の意見が聞かれなくても済むやうになつておられますが、この点はどういふことになりましようか。

○正力国務大臣 この第三條に書いてありますのは、内閣に対して意見を申し出ることができただけであります。それだから、これを聞くというわけではありませんが、とにかく申してよろしいということになつております。

○門司委員 私は今法案の解釈をお聞きしておるのじやございせん。少くとも北海道を開発しようというについては、地方の自治体の要求を聞くことができるということが、開発法に書いてある。この法案のいわゆる親法の親法に書いてある。これは親子の関係だと思ふ。そうしていよいよ実施の段階において、実施に移さうという場合には、

やはり地方自治体というものはこのことのために——産業開発は、國の角度から見れば、大きな産業開発であります。地方の自治体に対しては、負担の増加になります。同時に、この地方の状態というものが産業開発にはきつて重要であることは、地方住民の協力を得ないでできる仕事はないからであります。従つて、もしこの法案を立てられずならば、やはり地方自治体のそれらの産業に対する融資その他についても、一応私は意見を聞くといふことが正しい今日のあり方だと考へる。地方住民の意見を聞かないわけには参りません。従つて、その関連を聞いておるわけでありまして、地方自治体に何らの意見を聞かないで、産業開発を進める、それは事業主と政府との間で話し合ひをすればいいのだといふ考へ方であるかどうか、ということになります。

○田上政府委員 失礼でございすが、お許しを得て、私から今の点にお答えしたいと思ひます。北海道開発公庫法案を出します前には——これが北海道の世論からそもそも出たものであります。この法案関係者の全部がよく承知しておるところなであります。なおこの法案は、決して開発庁が単独に出したものではありません。中心になり、この法案をしばしば審議をいたし、いろいろ法案の作成についての積極的な努力をいたしておるのをごいまして、この北海道開発審議会の中には、北海道知事あるいは北海道の道会議長も構成員に入つております。なおそのほか、北海道の道庁のみならず、各方面のいろいろな意見を、

各種の努力をいたしまして實際的に徴してあり、なおその調査には御協力を願つておるような次第でございます。關係の公共団体の意向は相當に申しやうをいたし、もとよりその世論に基いて、この北海道開発公庫法案を作りましたと申しても、過言でないと思つております。従いまして、ただいま門司委員の御質問のような、公共団体の意見をあまり徴せずして単独に作つたというふうな事情でないことを、御承知願ひたいと思つております。

○門司委員 私はそんなことを聞いておるわけじゃない。何も政府が北海道開発審議会の意見を聞くとか聞かぬとかいうことは、政府の自由であります。正力さん考えて下さい。政府は今まで内閣の持つていた審議会の意見なんてほとんど聞いていないでしよう。

（この審議会は開いていないよ、と呼ぶ者あり）この審議会は開いておるか知らぬが、一般にそういう答弁はできないと思ふ。今やろうとしている選挙法も、内示された通りにいかないで、何か自民党の党内で内示されたものが取り入れられるというのを、新聞紙を通じて聞いている。内閣が国の費用をかけてこしらえた審議会、国家の法律に基くこれらの審議会の意見を取り入れておられますか。政府は、都合のいいときは審議会を利用し、自分の不利益なときは審議会の意見を聞かないで、今ごろそんなことが言えた義理ですか。私の聞いておりますのは、そういう法案に対する考え方ではなくて、金融關係を実施しようとするならば、地方の状況というものはかなり大きな問題でありますから、地方自治体の意見

が開發法の三條には取り入れられてゐるか、実施に移すこの法案の中に、当該自治体の北海道の意見を聞く必要がなかったかということでありませう。総合的に産業開発をしなければならぬというところは、一應言えるのであります。ところが、一つ一つの産業の将来を考えて参りますと、きつめて大きく立地条件というものが左右して参ります。そのものをなす立地条件を完全にこれとマッチさせていくためには、地方公共団体の協力を得なければ、できないこととあります。従つて、こういう産業計画を国が立てられるとするならば、そこにはやはり地方の自治体の意見を入れた方がいいじゃないかということをお大臣に聞いておるのであります。

○正力國務大臣 公庫については、私は確かにそれはごもっともと思ひます。今のお話は全部そうだと思ひます。それから審議会もある以上、私は審議会の意見は必ず尊重しなければならぬ、またしますよ。

○門司委員 もし大臣がそういう御意見なら、これを実施に移す場合には、地方自治体が相當これに協力する必要があると見て、この法案の中に、どこかに、地方自治体の意見を聞くことができる、あるいは聞かなければならないというのを少し拘束するものを入れたいと思ふ。今日の日本の行政、財政、産業計画というふうなものが、自治体の意見をあまり聞かないで、資本家資本家で勝手なことを考へ、事業の開發に努めていく。事業開發だけを見ればけっこうであります。それが地方団体に及ぼす財政上の

影響はほとんど考へられていない。一方そういう國の計画が進められると同時に、これに協力する地方団体の意見が現実の姿の上で加へられていくということが、少くとも國が關係する開發法案等については必要でないかということ、今大臣にお聞きしたのであります。大臣がもしそういうことに賛成であるとするならば、今すぐ法案を訂正せよとか、改正せよとかいうことはここでは申し上げませんが、十分考慮していただきたいと思つておられます。次に、この法案で開きたいと思ひますことは、私がこの前の委員会でも、當局に、この法案を提出される産業の大体の規模及びその状態について数えてもらいたという資料を要求してあります。政府は、こういうものを出すからには、法案の中にずっと羅列して書いてあります。これら産業についても、大体どのくらいの規模で、どのくらいのものが適當であるかということがわからなければ、投資の数字は出てこないと思ふ。だから、どの産業についてどの程度の規模で、どの程度で行うのだというところについての資料を、この法案を出される前に要求したのであります。ところが、まだ出ておらない。どういふことをお考えですか。

○田上政府委員 門司委員が前御要求になりました資料につきましては、御要求にびつたり合つたものを用意いたしておらなかつたのでありますけれども、その線に沿ひまして御参考になる資料と存じます。実は資料を配付してあるのでございます。まだお手元に参つておりませんか。

○門司委員 手元にきておりますのは「北海道における通地工業について」といふ資料であります。北海道における総合的な一つの調査された基本の数字であります。基本の数字と、実施されようとするこの公庫法案の基礎となる数字は、おのずから違ふと思ふ。どの産業をどの程度に開發するつもりで、これだけの資金が要求されておりますか。これは單なる開發法案ではあります。実施法案であります。資金を要求している。従つて実施しようとするものは、実施計画がなければ承認するわけには参りません。従つてこの規模を開いていくのであつて、石炭、可燃性天然ガスの利用度の高い工業とは何をさすか、その産業規模はどの程度のもので、どれだけの資金が必要かということでありませう。この産業計画に、われわれが無批判に何でもかんでもよからうというところでやれば、國費の浪費になるおそれを持っておりますので、その点を明確にしておかなければならぬ。法案を出される場合に、その基礎数字があいまいであつた場合には、行く先が不明にならざるを得ない。だからこの場合に、林業、畜産、水産物の加工度の高い工業というだけでは十分ではありません。どこにどれだけの使われるかわかりません。こういうものについても十分な基礎調査がなされて、具体的にこれらのものが一銭一厘通ぬ数字とは申し上げませんが、一応これを開發するには、この程度の資金が必要なので、これを國會に要求したのであるという線がなければならぬ。従つて、この規模及び状態を示してもらいたいということを要求している。これがないことには、ただこれだけ金をよこしてもらいたいと思つても、いづれの諸君も同じと思ひます。

が、これを始末するわけにはいかぬのです。さつき大臣の言われたように、民間資金から借り入れたものを國が元利金を保証しておりますから、ばく然としてこういうものを出している、その行く先は、どこでどういふふうに使われるかわからない。従つて出される以上は、その数字の基礎はあるはずだと思ふ。概念的にも考えられていると思ふ。従つて、それをすみやかに示しておいてもらいたい。

○正力國務大臣 今の御心配の点はまことにごもっともで、私も公庫についてはその点は十分考へなければならぬと思ひます。その計画の詳しいことは事務當局から申し上げます。

○田上政府委員 御要求の点ごもっともであると思ひますが、ただ御要求のようない具体的な規模、あるいはどういふ会社に対してだけ融資をいたしますかということ、公庫自体がやる仕事なんでありませう。しかしながら、仰せのように大体の方向、公庫が実施したいにいたしましたとしても、融資あるいは債務保証をするにつきましても、大体の大きな基本方針、あるいは重要な条件等は、当初において当然計画されなければならぬのであります。その御要求のような方法は、どこで定められるかといふ規定と、第二十条に業務方法書といふ規定があるのと、お話をうななな大体の出資及び融資、債務保証になります事業の種類とか、あるいはそれに對する重要な条件、貸付の期限とか、利率といふたようなものでも、この業務方法書にはきめるのであります。ただ大体申し上げられますのは、大きく第一

にきめられますのは、北海道産業開発振興の促進になるべきような事業は、これは第二次五カ年計画等にきめられますので、その線に沿うてこれを運営していかなければならない。それからあとは、第十九条にありまするような条件が入りまして、その対象は、そうした北海道開発上重要な諸産業の事業であつて、設備の取得、改良または補修に伴つて長期の資金を必要とするものである。これにつきましても、具体的に五項目があるわけでありまして、これらの仕事のどういふものに貸すかといふのは、現に民間でこの種の事業ができて、その事業が必要とする資金を供給するといふのでありますから、最初からこちらで、具体的にどういふ仕事をどうやるかといふふうなことを決定したすわけでないものであります。期待はいたしますけれども、これをあらかじめ決定するといふわけには、いかなのでございまして、一応それについても北海道におきましてどういふ仕事に適地工業であるかといふので調べた資料を、ほんの御参考までに差し上げましたが、この間配付したもののなかでございまして、あとは、相当具体的なものは業務方法書できめる。この業務方法書につきましても、実は関係方面も非常に広いものですから、たとえば大蔵省、農林省、通商省あたりの関係当局と今協議をいたしまして、近くこれが具体的な案のようなものを作り上げたい、こう考へておるような次第でございまして、

○門司委員 政府はそういう答弁をしない方がいんだな、これは。二十年に費してあることは、わかつています。事業の内容その他についても、そういうものがないければならぬことはわかつています。私の聞いているのは、この法案が出された根拠です。根拠がばく然としておる。ただ単なる開発法案というふうな法案ならば、これでもよろしい。しかし公庫法案というものは、金がついておる。従つて、金を要求している以上は、およその基礎数字がなければならぬ。ばく然と、このくらいあつたらうかというところで、書かれてあるといふことになる。政府の構想といふものがないと、今度はこの金の取り合いができてくる。そして、そういう産業にたくさん力を持つ人のところに資金が流れる傾向ができて参ります。政府はここに五つあるいは四つの具体的な工業の種目をあげておられますが、少くともこれらの問題と、大体どれくらいの規模で、どれくらいの資金を必要とするといふくらいのこと、委員会で一応御報告を願ふねと、何が何でもわかつておかない。大体このくらい要るだろうといふような、腰だめでやられることは非常に迷惑です。他の金融関係なんかのように、金融の令置かれておる情勢がこれくらいだから、これくらいでよろうかといふのでは、だめなもので、実際に金が出て、それが使われるような、そうした場合には、国の持つておられます計画というものが、おのずからそこに出て参るのでありまして、たとえば、石炭なら石炭を一体どういふふうにするか、あるいは農林水産といふものについて、どれくらいの規模で、どれくらいの資金が必要といふようなものが積み上げられなければ、私はこういう法律は

できないと思う。もし政府に、こういうのはつきりした企画といふものがなくて、ばく然としてこの法案が出てくるんない、八十億といふ金の取り合いが必ず行われると思う。政府は何らの基礎的数字も持つておらない。政府は何らこれを規制すべき確信を持つておらない。私は、政府が出されるからには、そういう一つの確信がほしいのである。そうしてそれに割り当ててこの資金が使われていくところに、やはり計画性がある。だから、今のうちにただ単に事務的の御答弁だけを承つておしまひませんか。大臣も先ほどごもつともだと言つておるから、至急それを出してもらいたい。そうしませんが、資金の取り合いでも行われた日には、あなた方がお考えになつておるような満足な開路はできませんよ。政府に腹があつて、それを公けに示されて、これだけのものをどういふふうにするには、これだけの資金が要る、だからこれだけの税金を回してもらいたいといふので、国民を納得させなければならぬでしょう。

○正力国務大臣 それはいかにももつともなこと、これはちゃんと作つてあるのです。実は前長官のときに、一つの公庫の仕事をしても五十億といふものが立ててあるのです。この公庫はもつと大きな仕事をやるので、一つの公庫ですらも五十億要るのだから、百二十億立てておるわけであつて、その大の案については、いざれ事務当局から御説明すると思ひます。私がそれよりも憂へておるのは、ほんとうにお話の通り、公庫にやれば取り合いになるおそれがある。この点は嚴重に考へなかつたらぬと思つております。だから、これは法文上じゃだめなもので、全く局に當る人の問題になつてきます。これがまずかつたら、長官である私の責任問題です。また責任をとななくてはなりません。そういうまじめな考へを持つて、公庫を考へておりますから、どうぞ一つ……

○門司委員 大臣の答弁は一応了承をいたしますが、それだけ大臣がお考えをお持ちになつておるなら、ことさらに基本だけは示しておいて下さい。そうして大臣が責任を負えるようにしておいてもらいたい。このまゝの姿では、大臣は責任を負えない。取り合いになつて、どこにどれだけ行くかわからぬ。ここに書かれておまして、四つか五つの項目をあげられておりますが、この中で、どこにどれだけ行くのかといふことは、やはり政府は大体基礎的のものを持つておると思う。そういうのはつきりした腹が政府にすわつていないと、取り合いになつて、しまひには、だれの責任だかわからなくなつてくるといふことが必ずできると思う。だからこの点については、後日でよろしくございまして、一応この法案の審議の過程に、もう少し明確な――私は必ずしもごくこまかい明細書まで出せとは申しません。大体どのくらいの計画を立てておるといふ箇所のものでよろしくございまして、一つ出してもらいたいと考へております。その他の各条におきまする審議も、いろいろの問題点がございまして。たとえば出資はどうするか、産業の開発はどうするか、そうしてその開発された産業に対する規制の方法等は、あまり講ぜられていないようである。大臣は住民のために開発するのだと言われるが、そこから開発されたもの等についても、ある程度抑える――資本家だけに暴利をむさぼらせないといふようなことが、やはりこの法案の中には必要かと存ずる。これは普通の金融関係とは違ひますので、そういう点について、あとで十分聞きたいと思ひますが、本日の質問はこの程度で終りたいと思ひます。

○広川委員長 実は社会党から、きょうは三時までにしてもらいたいといふ申し出があるのですが、どういたしますか。――それでは、きょうはこの程度にとどめまして、明後日午後一時より開会することにいたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時九分散会